平成２５年（フ）第２０７号
宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸132番地
町住向陽団地51－２－15
債務者　原口慎一郎
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　博信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９５号
岐阜県美濃市613番地１
債務者　市橋　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２９号
長野県駒ヶ根市飯坂２丁目18番１号
債務者　寺村　仁志
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第３２号
長野県上伊那郡南箕輪村8306番地1125
債務者　上田香代子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第４６号
長野県伊那市日影879番地
債務者　宮下　芳男（旧姓武井）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１３８号
神戸市西区竹の台５丁目16番地の５
債務者　長谷川眞一
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
兵庫県明石市二見町西二見1224番地の12　プリンス西二見101号
債務者　松原　賀子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
神戸市西区伊川谷町有瀬861番地　えの木寮311号
債務者　笹尾　　進
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
兵庫県洲本市五色町広石中1414番地68
債務者　篠原　　純
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第３６号
兵庫県淡路市北山10番地１　県営北山第２住宅203
債務者　〆田　　尚
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第３７号
兵庫県南あわじ市八木大久保1035番地17
債務者　横山　宣子（旧姓坂谷）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第３９号
兵庫県淡路市中田50番地２　県営中田住宅２－505、前住所兵庫県淡路市志筑1926番地39　第２柴田コーポ３号
債務者　丸高機械こと　小野川高知男
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第４０号
兵庫県淡路市中田50番地２　県営中田住宅２－505、前住所兵庫県淡路市志筑1926番地39　第２柴田コーポ３号
債務者　小野川一子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
福岡県嘉麻市飯田13番地１
債務者　樋口　裕子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２５３号
大分市顕徳町１丁目４番８号
債務者　松本　照正
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９２号
大分市顕徳町１丁目４番８号
債務者　松本　正子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５０号
沖縄県浦添市城間１丁目２番13号　マンション恵201号
債務者　野﨑　友恵
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部